

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年3月31日

株式会社五健堂ホールディングス

(旧会社名 株式会社五健堂)

GOKENDO Holdings, Inc.

(旧英訳名 GOKENDO CO., Ltd.)

(注) 2025年3月28日開催の第35回定時株主総会の決議により、2025年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

代表取締役社長 蓮尾 拓也

京都府京都市伏見区横大路菅本2番地58

(075) 612-6688 (代)

取締役経営管理本部長 不破 洋伸

宝印刷株式会社

代表取締役社長 白井 恒太

東京都豊島区高田三丁目28番8号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社五健堂ホールディングス

<https://www.gokendo.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部

【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	9,085,107	10,793,977	10,967,085
経常利益 (千円)	667,858	551,165	879,161
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	369,258	318,721	657,859
包括利益 (千円)	369,258	315,355	661,899
純資産額 (千円)	3,417,149	3,694,950	4,324,474
総資産額 (千円)	11,019,849	12,880,599	13,782,247
1株当たり純資産額 (円)	2,638.73	2,853.24	3,339.36
1株当たり配当額 (円)	29.00	25.00	51.00
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益 (円)	285.14	246.12	508.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	281.45	242.96	501.61
自己資本比率 (%)	31.0	28.7	31.4
自己資本利益率 (%)	11.4	9.0	16.4
株価収益率 (倍)	14.0	16.3	7.9
配当性向 (%)	10.2	10.2	10.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,026,707	1,237,587	1,454,027
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△843,582	△1,835,889	△829,514
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	45,405	778,818	△292,821
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,661,354	1,841,871	2,173,562
従業員数 (名)	573	662	717
(外、平均臨時雇用者数)	(474)	(541)	(585)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を()内に外数で記載しております。

2 【沿革】

1989年、当社代表取締役社長 蓮尾拓也が23歳の時に個人事業主として赤帽軽貨物事業を始めました。『五つの健康』（体の健康、仕事の健康、お金の健康、家族の健康、心の健康）を高めるという想いを社名に込め、1990年に『有限会社五健堂』を設立いたしました。1995年には『株式会社五健堂』に組織変更し、その後も事業拡大の結果、1998年に創業10年で売上10億円を達成しました。それ以降も食品物流事業を核として、2016年よりM&Aの取り組みも行い、事業の基盤を強化し、より強い組織体制をつくり上げ今後も社会インフラとして物流を支え続け、必要とされ続ける企業を目指します。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	沿革
1990年4月	(有)五健堂を設立 資本金200万円
1993年11月	軽貨物自動車運送事業 認可 (法人)
1995年5月	一般貨物自動車運送事業 認可
1995年8月	資本金を2,650万円に増資
1995年11月	株五健堂に組織変更
1995年11月	京滋バズウェア販売(株)を設立
2004年4月	京滋バズウェア販売(株)を(株)元気支援システムに商号変更
2004年7月	(有)ファイブメンターを設立
2005年6月	(有)トラックレンタル整備を設立
2006年2月	株五健堂引越サービスを設立
2006年3月	(有)ファイブメンターを(株)五健堂食品物流に商号変更
2006年9月	株PRIDE (現連結子会社) を設立
2012年1月	株ファイブ&アイを設立
2013年7月	株五健堂引越サービスを(株)MOVING (現連結子会社) に商号変更
2013年7月	株五健堂食品物流を(株)BRIDGE (現連結子会社) に商号変更
2016年1月	株古川運輸 (現連結子会社) の株式を100%取得
2016年6月	株ムゲンの株式を100%取得
2017年5月	(有)S・C・Sの株式を100%取得
2018年1月	株ファイブ&アイと(有)S・C・Sが合併し、(株)F&S (現連結子会社) に商号変更
2019年1月	株MOVINGの引越事業部閉鎖
2019年2月	株五健堂が(株)元気支援システムを吸収合併
2019年3月	株五健堂が(有)トラックレンタル整備を吸収合併
2019年6月	株BRIDGEが(株)ムゲンを吸収合併
2019年7月	株ウィングスマルコー (現連結子会社) の株式を100%取得
2021年10月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2022年4月	(有)六ツ星運送 (現連結子会社(株)六ツ星運送) の株式を100%取得
2022年6月	株三輪タイヤ (現連結子会社) の株式を100%取得
2024年1月	株六ツ星運送において、事業譲受により伊勢原営業所及び小牧営業所開設
2025年1月	株MOVINGを(株)五健堂ロジに商号変更
2025年4月	株五健堂を(株)五健堂ホールディングスに商号変更
2025年7月	株五健堂ロジが(株)BRIDGE及び(株)PRIDEの事業を会社分割(吸収分割)により承継
2025年10月	株三輪タイヤがオイル事業部を新設

3【事業の内容】

当社グループは、主に食品物流を中心として、倉庫等（倉庫、製造工場、事務所）の賃貸、荷物のピッキング、配送を一貫して行う総合物流事業を主たる事業として取り組んでいます。製造工場を配送拠点に置くことによって、工場から配送拠点までの運搬（いわゆる横持配送）をなくすことや、複数社による共同配送を実現することによって、トータル物流費の削減を行い、当社グループ及び顧客の企業価値の向上に努めております。

さらに、拠点周辺にプラットフォームとしてのサービス施設を展開することによって、当社グループ及び顧客並びに地域住民の利便性を図り、地域の活性化により拠点周辺の価値を高め、当社グループ及び顧客の企業価値の向上に努めてまいります。

また、当社グループにおきましては、フード&サービス事業本部を設置し、BtoCビジネスを展開しており、喫茶店チェーンを中心に業容の拡大に取り組んでおります。

当社グループは、当社、連結子会社6社（㈱五健堂ロジ、㈱古川運輸、㈱ウィングスマルコー、㈱六ツ星運送、㈱三輪タイヤ、㈱F&S）により構成されております（休眠会社を除く）。

当社及び関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

（総合物流マネジメント事業）

当社グループは、物流における3PL（※1）の概念をいち早く取り入れ、総合物流としての事業展開を核としており、食品物流においては、顧客のニーズに応えるために24時間365日稼働し、全温度帯（冷凍・冷蔵・定温・常温）に対応して配送業務を担っております。また自社物流センターを保有し、倉庫等を賃貸するとともに商品の仕分け作業等を請け負い、安定した事業運営の実現に努めております。このカテゴリーについては、当社及び㈱五健堂ロジ・㈱古川運輸・㈱六ツ星運送が属しております。

また、当社グループではメール便を手掛けており、主に京都府や京都市等の官公庁から受託した封書や一部小荷物を京都府全域に配達しております。このカテゴリーについては、㈱ウィングスマルコーが属しております。

上記の他、タイヤ販売・メンテナンス、出張タイヤ交換、オイル交換等を業とする㈱三輪タイヤについても、物流関連事業との位置付けから、当セグメントに属しております。

なお、2024年4月1日付で、当該セグメントの組織である総合ロジスティクス事業本部を分割する形で、新たに広域ロジスティクス事業本部を新設、㈱六ツ星運送を当該本部に移管して事業展開を行っております。これにより、総合物流マネジメント事業に係る組織については、総合ロジスティクス事業本部と広域ロジスティクス事業本部の二本部制となっております。

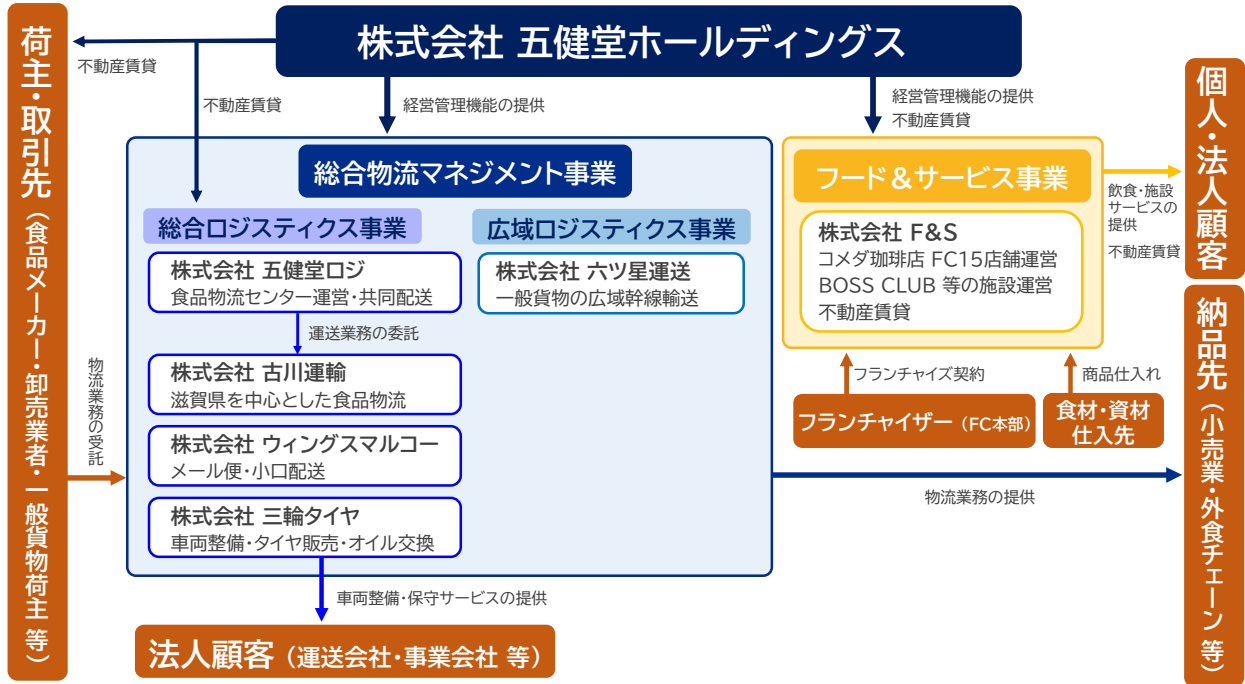
※3PL（サードパーティ・ロジスティクス）事業とは、荷主に対して物流最適化を提案し、包括して物流業務を受託する事業をいいます。

（フード&サービス事業）

主たる事業として、コメダ珈琲店のフランチャイズ店を15店舗展開しております。店舗展開エリアは京都府（4店舗）、滋賀県（1店舗）、奈良県（5店舗）、三重県（4店舗）、大阪府（1店舗）です。また、当社本社近隣にて、BOSS CLUB（ゴルフ練習場・BOSS食堂・リラクゼーションサロン）を運営しております。その他、社員寮としての活用を目的として賃貸マンション3棟を保有しております。

当セグメントについては、㈱F&Sの全事業を対象としております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱五健堂ロジ (注) 2. 3. 4	京都市伏見区	10,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、役員の兼任、 経営指導
㈱BRIDGE (注) 5	京都市伏見区	10,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、 経営指導
㈱PRIDE (注) 5	京都市伏見区	10,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、 経営指導
㈱古川運輸	滋賀県彦根市	18,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、経営指導、 債務保証
㈱ウィングスマルコー	京都市上京区	20,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、経営指導
㈱六ツ星運送 (注) 4	徳島県板野郡 北島町	5,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	役員の兼任、経営指導 債務保証
㈱三輪タイヤ	京都市山科区	10,000	総合物流マネジメント 事業	100.0	設備の貸与、 経営指導、資金の貸付
㈱F&S (注) 4	京都市伏見区	550	フード&サービス 事業	100.0	設備の貸与、経営指導、 資金の貸付、債務保証

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。
 2. 特定子会社であります。
 3. 2025年1月1日付で㈱MOVINGを㈱五健堂ロジに商号変更しております。
 4. ㈱五健堂ロジ、㈱F&S及び㈱六ツ星運送については売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

㈱五健堂ロジ	㈱F&S	㈱六ツ星運送
①売上高 4,601,208千円	①売上高 2,011,567千円	①売上高 1,934,173千円
②経常利益 93,482千円	②経常利益 149,936千円	②経常利益 148,926千円
③当期純利益 64,361千円	③当期純利益 99,145千円	③当期純利益 98,020千円
④純資産額 513,000千円	④純資産額 231,091千円	④純資産額 585,538千円
⑤総資産額 1,528,226千円	⑤総資産額 1,086,819千円	⑤総資産額 2,292,193千円

5. 当連結会計年度末において、連結子会社である㈱BRIDGEと㈱PRIDEは2025年7月1日付で全事業を㈱五健堂ロジに譲渡したため、休眠状態にあります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
総合物流マネジメント事業	670 (158)
フード&サービス事業	47 (427)
合計	717 (585)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイト）は、最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
 2. グループ間での出向については出向先のセグメントに含めて記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
14 (1)	49.5	6.3	4,490

セグメントの名称	従業員数 (名)
総合物流マネジメント事業	14 (1)
フード&サービス事業	— (-)
合計	14 (1)

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループから当社への出向者を含む。) であります。臨時雇用者数 (パートタイマー) は、年間平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人消費や企業活動において持ち直しの動きが見られた一方で、物価上昇や国際情勢の不確実性を背景として、景気の先行きには、依然として不透明感が残る状況となりました。このような環境のもと、個人消費については雇用環境の改善を背景に一定の持ち直しが見られ、サービス関連分野を中心に回復基調で推移しました。また、企業活動においても、デジタル化や業務効率化を目的とした投資需要が引き続き堅調に推移しております。その一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まり、為替動向の変動に加え、主要国における経済・金融政策の動向が、企業収益や設備投資に及ぼす影響については、引き続き留意が必要であり、経済環境は先行き不透明な状況が続いております。

そのような環境下において当社グループは、今年度の基本方針として、売上高の拡大を優先するのではなく、利益率の向上に注力することを掲げて業務を推進してまいりました。その結果、売上高は、173,107千円（前連結会計年度比1.6%）増と微増に止まったものの、売上原価につきましては、燃料費の同121,581千円（同29.6%）増や労務費の同110,493千円（同3.8%）増等の利益圧迫要因があった中、庸車費用の同301,814千円（同21.7%）減や道路使用料の同25,384千円（同8.6%）減等を主因として、売上原価全体では同197,036千円（同2.4%）の減少となりました。

その結果、売上高総利益率が前期比で3.0ポイント改善し、2,907,776千円の売上総利益が確保できたことを受けて、賃上げによる人件費増加等を中心とした販売費及び一般管理費の増加分62,363千円を吸収することが可能となり、前期比で58.3%増の営業利益確保につながったものです。

合わせて、当期において子会社の遊休不動産の売却を中心とした特別利益164,699千円を計上していることもあり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比106.4%増とほぼ倍増する結果となっております。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,967,085千円（前連結会計年度比1.6%増）で、営業利益は836,057千円（同58.3%増）、経常利益は879,161千円（同59.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は657,859千円（同106.4%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

①総合物流マネジメント事業

総合物流マネジメント事業につきましては、前述のとおり、今年度の当グループの活動方針に基づき、売上高の拡大を目指すのではなく、利益確保に注力したこともあり、売上高自体は前連結会計年度比で1.3%増と微増の結果となりましたが、グループ内でのシナジー効果創出や経費削減による利益率向上に努めた成果が出ており、前連結会計年度比で大幅な増益となりました。

この結果、セグメント売上高8,977,237千円（前連結会計年度比1.3%増）、セグメント利益691,174千円（同71.0%増）となりました。

②フード&サービス事業

フード&サービス事業につきましては、中核である㈱F&Sのコメダ珈琲部門が新規出店の効果等もあり、堅調な売上推移となりました。また、それに合わせて客単価及び回転率の向上への取組みを推進したこともあり、利益についても前連結会計年度比で増益となっております。

この結果、セグメント売上高1,989,847千円（同3.0%増）、セグメント利益140,082千円（同12.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ331,690千円増加し、2,173,562千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,454,027千円（前期は1,237,587千円の収入）であります。税金等調整前当期純利益が1,043,049千円、減価償却費（のれん償却を含む。）812,767千円等が主な増加要因であり、一方、売上債権の増加60,670千円、法人税等の支払額257,821千円等が主な減少要因となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は829,514千円（前期は1,835,889千円の支出）であります。支出の主な要因は、有形固定資産の取得による支出1,013,334千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は292,821千円（前期は778,818千円の収入）であります。主な増加要因は、長期借入金の借入による収入1,520,000千円、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出1,237,348千円等であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
総合物流マネジメント事業	8,977,237	101.3
フード&サービス事業	1,989,847	103.0
合計	10,967,085	101.6

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 主要な販売先につきましては、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上を占める販売先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、

- 一. お客様大満足
- 一. 仕入先様大満足
- 一. 社員大満足
- 一. 会社大満足
- 一. 社会大満足

を経営理念に掲げ、時代や経営環境の変化に、柔軟性・機敏性を持ち合わせた、強い企業を創造し続けることを経営基本方針としております。生活に欠くことのできない食品の物流の一端を担うことで社会に貢献してまいります。今後も持続的な成長をし、社会に必要とされる安定した企業を目指してまいります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

当社は、創業以来「五つ（お客様・仕入先様・社員・会社・社会）の大満足」の経営理念を追求することで、着実かつ堅実に成長を実現してまいりました。

しかしながら、現在当社グループが主力事業として展開する物流業界においては、引き続き深刻な人手不足や人件費の上昇、燃料価格を含む各種コストの高止まりなどが、事業運営に影響を及ぼすことが懸念されております。これらの要因はいずれも、当社グループが事業を継続・発展させていくうえでの重要な経営課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、山積する課題に的確に対処し、その解決を図るため、当社グループは2025年4月1日付でホールディングス体制を導入いたしました。これは、不確実性の高い経営環境下において、外部環境の変化に受動的に対応するとどまらず、自ら変化を生み出し、環境に適応しながら持続的な成長を実現していくための経営基盤を構築することを目的としたものです。

今後も、将来を見据えつつ、適切なタイミングで必要な改革を着実に実行することにより、当社並びに当社グループの業績向上及び業容拡大の実現に向けて、不断の努力を重ねてまいります。

対処すべき課題と施策は、以下のとおりとなります。

①営業体制の強化

(総物流マネジメント事業)

当社グループは、企業の物流機能を包括的に受託する3PL（サードパーティ・ロジスティクス）の概念をいち早く取り入れ、業種・業態、商品別に物流機能の整備を進めるとともに顧客の規模に見合った物流施設の検討、機械化を進めローコストオペレーション体制を確立し、競争力強化に努めてきております。

そのための重要な設備として物流センターを運営しておりますが、今後も成長を続けるために新センターの建設が不可欠だと考えております。しかし、建設するための土地の確保については課題であると認識しております。地元業者や金融機関から情報収集を定期的に行って、タイミングを逃すことなく、また同時に、総物流マネジメント事業の売上拡大に繋がる営業活動を行ってまいります。

顧客の事業展開のスピードや顧客の業態変更等（スーパー事業の新業態の展開や、飲食業の取り扱い食材の変更等）、今後起こりうる事案に対しても柔軟に対応できる基盤構築が課題であると認識しております。

またロジスティクス部門については、上記のとおりドライバーを中心とした労働力不足への対応が根本的且つ喫緊の課題となっております。また、メール便事業においては、デジタル化が進む中、紙媒体の郵送物は顕著に減少すると予測しております。大幅な売上拡大は難しいですが、効率化を図り、収益の確保に努めます。共同配送等の既存の業態の拡大は必須となりますが、食品やメール便等の事業と異なる業態での拡大も視野に入れております。新規顧客を獲得するため、食品物流・メール便事業を主として他のジャンルである薬品関係等も視野に入れながら、顧客に密着した営業活動を展開し、いち早く顧客のニーズを収集し、ニーズに見合う物流及び倉庫の改善提案を行うことで、新規顧客の開拓及び既存顧客の業務シェア拡大に努めてまいります。

(フード&サービス事業)

フード&サービス事業については、業容の拡大を課題の一つとして捉えておりますが、コマダ珈琲部門における新規店舗の出店については、多店舗展開を優先するのではなく、収益確保を大前提としたうえで、人員その他の諸条件を丁寧に検討しながら慎重に判断をしております。また、既存店舗においては、スタッフのサービス向上、全店舗での宅配サービスの導入、客単価の増加に努めてまいります。

また、BOSS CLUB（ゴルフ練習場・BOSS食堂・リラクゼーションサロンの運営）につき

ましては、引き続き知名度向上への努力を継続するとともにサービス内容の充実を図り、顧客増加を目指してまいります。

②人材採用と定着

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の持続的な成長のためには人材採用と定着が重要な課題であると認識しております。当社グループの手掛ける総物流管理マネジメント事業及びフード&サービス事業は労働集約型のビジネス形態であるため、人材採用と定着については、最も力を入れて取り組まなければならない課題であります。特に慢性的なドライバー不足へ対応すべく、労働環境・待遇等の一層の向上を図ることで、人員確保に積極的に取り組んでいるところであります。

現在、人材採用については採用計画に基づきKPIを設定し、月次で結果の検証を行っております。また費用対効果等も検証し、随時採用媒体の選定を行っております。人材定着については、人事評価制度の見直し、作業マニュアルの作成、社内研修の実施等で定着率を向上させていく方針であります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、今後も継続的な成長を実現できる企業体質を確立していく必要があります。そのためにはリスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

そのことを踏まえ、管理部門の強化を目的として、計画的に経営管理本部の増員を図るとともに、各種規程類等の整備・見直しに日常的に取り組んでおります。また業務の効率化のため、デジタルライゼーションの推進を図るべく、既存システムの見直しや新システムの導入等を進めていく方針であります。

④働き方改革について

当社グループが属している運輸業界、飲食業界は労務問題が多い業界であります。特に運輸業界では免許制度改正によって普通免許ではトラックの運転ができなくなり、また若年層の運転免許保有率も減少していることで、ますますドライバーの人員不足が顕著になっております。業界の中で今後生き残りを図っていくためにも、働き方改革を推進して働きやすい環境を作っていくことが重要な課題であると認識しております。

全社員を対象とした働き方改革アンケートを実施し、各従業員の働き方の希望を確認いたしました。管理職は各従業員が選択した働き方のタイプに基づき労務管理を行っております。また実際の労務時間については、部署ごとの月次データを抽出して管理しております。部署全体の労働時間推移や、個別の労務時間も確認できるようにしており、長時間残業が多い従業員に対しては個人面談等を行った上で残業時間を削減しております。

今後につきましても、全社員に対して、働き方を選択してもらえるようにしていく方針であります。具体的には、働き方を休み重視型、バランス型、給与重視型の3タイプに分類し、それぞれの希望に沿って働いてもらえる体制を作っております。また労務時間につきましても、労務時間管理を徹底し、法令遵守の上、長時間残業等をなくしていく方針であります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業展開に関して、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

なお、必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項につきましても、投資者の判断上重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであり、また、当社の事業上のリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 貨物自動車運送事業法等について

当社グループには、貨物自動車運送事業法を始めとする各種法令による規制を受けており、各事業にかかる主要な許認可等は以下のとおりであります。これらの法律では、事業経営者に対する許可、事業許可の基準、禁止行為、運送約款の作成と許可、過労運転防止を中心とする輸送の安全、事業用自動車の運行と安全確保のための運行管理者選任と資格試験、監督官庁の事業改善命令、さらに名義利用の禁止・事業譲渡及び譲受け並びに事業休止廃止などの許認可等が細目に渡り規定されており、貨物利用運送事業法第16条及び貨物自動車運送事業法第33条には、許認可等の取消事由が定められています。

現時点において、当社グループはこれらの許認可の取消事由に該当する事実はないと認識しております。当社グループの主要な事業活動の継続には、第一種貨物利用運送事業登録と一般貨物自動車運送事業許可が必要ですが、今後、法令違反等によりこれらの許認可等が剥奪された場合には、主たる事業の一部あるいは全部を行うことができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、今後、貨物利用運送事業法や貨物自動車運送事業法の内容変更等が行われた場合には、新たなコストが発生し、同じく当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

〈総合物流マネジメント事業にかかる主な許認可等〉

許認可事業	法律名	監督官庁	有効期限	主な許認可 取消事由
一般貨物運送事業	貨物自動車運送事業法	国土交通省	なし	同法第 33 条
第一種貨物利用運送	貨物利用運送事業法	国土交通省	なし	同法第 16 条
倉庫業	倉庫業法	国土交通省	なし	同法第 21 条

(2) 各種衛生法等について

当社グループのうち、飲食店の店舗は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上並びに増進に寄与することを目的とした食品衛生法の規制を受けております。またリラクゼーションサロンのサウナ風呂施設につきましても、公衆衛生の向上並びに増進への寄与を目的とした公衆衛生浴場法の規制対象となっております。当社グループは、定期的に検査を実施するなど衛生面には万全を期しておりますが、万一食中毒事故や重大な衛生問題が発生した場合は、営業許可の取消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられることがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該事業にかかる許認可は以下のとおりであります。

〈フード&サービス事業にかかる主な許認可等〉

許認可事業	法律名	監督官庁	有効期限	主な許認可 取消事由
飲食店営業	食品衛生法	所管保健所	5年を下らない期間	同法第 55 条 56 条
公衆浴場（その他公衆浴場）	公衆浴場法	京都市		同法第 7 条

(3) 事業用定期借地権設定契約について

当社グループでは、一部で定期借地権契約をした土地に倉庫及び店舗等を建設し、自社で使用またテナントに賃貸しております。当社の主要な事業用資産である物流センターに係る定期借地権契約満了時期は、2038年～2055年となっております。契約満了時は、原則として、建物を取り壊し、原状復帰の必要があり、その費用は当社グループの負担となります。該当の資産については資産除去債務を計上しておりますが、解体コストの上昇や状況により追加費用が必要となった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、テナント顧客は退去の必要があり、家賃収入がなくなり、自社・顧客ともに事業の継続をする場合は新たに同等規模の物件を賃借する、もしくは建設の必要があり、次の物件が見つからない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 物流事業における労務規制強化の影響について

当社グループの主要事業である貨物自動車運送事業においては、2024年4月1日より自動車運転業務に対する時間外労働の上限時間（年間960時間）が適用されております。

当社グループでは、運行効率の向上、運賃改定の推進、協力会社の活用等を通じて対応を図っておりますが、今後ドライバーの確保難の長期化、人件費及び関連コストの増加、十分な運賃転嫁が進まない場合の収益圧迫等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) フランチャイズ契約について

当社グループは、株式会社コメダと締結したフランチャイズ契約に基づいて、「珈琲所コメダ珈琲店」15店舗をフランチャイジーとして展開しております。当該契約においては、類似の事業を展開してはならないこと、ノウハウの漏洩禁止やチェーン組織のブランドイメージを損なわないこと等の加盟店としての義務が定められております。当社グループがこれらに違反した場合には、当該契約の更新が行われない可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 重大な事故の発生について

当社グループは、貨物自動車運送事業を営む上で多くの事業用車両を保有し、トラック等の運転業務を行っております。万一重大な車両事故又は貨物事故が発生した場合には、顧客の信頼及び社会的信用が低下するとともに、事業所の営業停止、事業許可の取り消しなどの行政処分を受ける可能性があります。このため、当社グループでは、安全運転の指導等として、本社従業員を対象として春と秋に警察官OBによる交通安全研修、運転手に関しては、自動車整備士による日常点検の指導、出庫前に安全運転の五原則を唱和しております。また、全車両に搭載されているデジタルタコグラフにより、スピード超過、急ブレーキ、急発進についてモニタリングと指導を行い、事故を未然に防ぐ活動に積極的に取り組んでおります。万一重大事故が発生した場合には、警察や消防への連絡はもとより、社内の連絡体制に従って情報共有を行い、現場での対応と国土交通省への報告を遅滞なく行うこととしております。

しかしながら、これらの事象が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材・労働力確保について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、人材の採用や定着に向けた取り組みが重要であると認識しております。また、将来的な労働力不足に備え、物流センターの自動化も視野に入れておりますが、技術は日々進化しており、導入のタイミングの見極めも重要となります。今後、計画通りに採用ができなかった場合や、人材が定着せず流失してしまった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である蓮尾拓也は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、人材の採用や育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 環境に関する規制のリスク

地球温暖化が問題となり、CO₂排出削減に向けた取り組みが進んでおります。総物流マネジメント事業においては多くのトラックを使用しており、物流業界としても脱炭素化、低炭素化の動きは進んでおります。環境規制が強化されるなか、当社グループにおいても、共同配送の拡大、電気自動車の導入、デジタルタコグラフを活用した運転手に対するエコドライブ研修を実施しておりますが、環境規制が当社の想定以上となった場合、規制への対応費用が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報セキュリティについて

当社グループの事業活動において、個人情報や顧客情報、その他機密情報を保有する可能性があります。これらの各種情報の取り扱い及び機密情報保持には細心の注意を払っております。しかしながら、万が一、情報漏洩等の事故が起きた場合には、当社グループの信用に悪影響を与えるリスクがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提訴されている事実はありません。しかしながら、顧客や消費者からクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 災害に関するリスク

当社グループは京都府、滋賀県、奈良県、三重県、徳島県、愛知県、神奈川県に拠点及び店舗を有しておりますが、これらの地域において、地震や風水害、火災等の災害が発生した場合、店舗の損壊、社会インフラの麻痺等により事業運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 大口取引先の変動について

当社グループでは、物流機能の一括受託（3PL）を主たる事業としているため、特定の取引先に対する依存度が高くなる部分があります。当社グループとしましては、販売先の多様化に努めるとともに、これらの取引先と良好な信頼関係を構築し、安定した成長を目指してまいります。

当社グループでは従来、顧客毎に異なるニーズにきめ細かく対応することにより、差別化を図ってきており、今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。現時点において、大口取引先との関係は良好に推移しておりますが、予期せぬ事象による取引契約の変更、契約解消等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 原油価格の変動について

当社グループは、貨物自動車運送事業を行っております。原油価格の高騰に伴い軽油燃料価格が上昇した場合、運送コストの増加は避けられません。このため当社グループでは複数の燃料業者と良好な関係を維持して価格交渉を行っており、軽油燃料における調達コスト低減を実施しておりますが、価格交渉の不調や運送コスト相当分を運賃に転嫁できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 各種感染症の影響について

当社グループの総物流マネジメント事業は食品を中心とした物流です。生活に欠くことのできない食品を取り扱っておりますので、365日運行、構内作業をしております。感染予防対策は実施しておりますが、物流センターには、従業員だけでなく、納品業者や協力会社の従業員等多くの人の出入りもあり、また、当社従業員も様々な店舗等に納品に行きます。従業員の中で感染者が出た場合、人手不足や納品先への立ち入り制限等があれば、役務の提供ができず、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、サービス業を中心とした営業自粛など経済活動全般が縮小し、収束まで時間を要する場合、顧客との取

引減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 担当J-Adviserとの契約の解除について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合___当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合___当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合___当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないとして当社が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
 第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
 当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと同社が判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
 次の a 又は b に該当する場合
 a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
 b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
 当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
 当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
 当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
 当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
 当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
 a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
 当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
 特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
 当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑱反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5【重要な契約等】

重要な契約の概要は次のとおりです。

(1) 総合物流マネジメント事業に係る主な契約

事業所の名称	相手先	契約の名称	契約日	満了日	更新の有無
第1 物流センター増築棟	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2008年 11月1日	2038年 10月31日	無
第2 物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2010年 4月1日	2038年 10月31日	無
第2 物流センター増築棟	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2010年 12月1日	2038年 10月31日	無
第3 物流センター	株式会社井傳	事業用定期借地権設定契約	2012年 9月1日	2042年 8月31日	無
第4 物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2013年 11月1日	2042年 10月31日	無
第5 物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2016年 7月1日	2046年 6月30日	無
第7 物流センター	清左株式会社	事業用定期借地権設定契約	2022年 12月12日	2053年 1月31日	無
第8 物流センター	一般個人他	事業用定期借地権設定契約	2025年 9月1日	2055年 8月31日	無
Five Luck I	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2014年 9月1日	2053年 1月31日	無
BOSSBUILDING	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2022年 6月1日	2052年 5月31日	無

(2) フード&サービス事業に係る主な契約

契約年月 更新年月	契約の名称	相手先	契約の概要(注)
2002年6月 2022年5月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店四日市富田店 フランチャイズに関する基本契約
2003年2月 2023年3月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店白子稲生店 フランチャイズに関する基本契約
2009年8月 2024年7月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店名張店 フランチャイズに関する基本契約
2006年1月 2025年10月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店奈良中央店 フランチャイズに関する基本契約
2007年2月 2022年3月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店法隆寺店 フランチャイズに関する基本契約
2008年6月 2023年3月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店生駒店 フランチャイズに関する基本契約
2010年1月 2024年10月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店京都宇治店 フランチャイズに関する基本契約
2010年11月 2025年8月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店京都伏見店 フランチャイズに関する基本契約
2012年8月 2022年8月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店橿原北店 フランチャイズに関する基本契約
2011年2月 2025年12月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店奈良広陵店 フランチャイズに関する基本契約
2014年10月 2024年9月	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店城陽長池店 フランチャイズに関する基本契約
2017年9月 —	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店伊賀上野店 フランチャイズに関する基本契約
2017年9月 —	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店近江八幡店 フランチャイズに関する基本契約
2019年8月 —	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店木津川城山台店 フランチャイズに関する基本契約
2024年8月 —	珈琲所コメダ珈琲店 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲店樟葉駅前店 フランチャイズに関する基本契約

(注)契約に基づき、客席数等に応じたロイヤリティの支払いを行っております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

(2) 当期の財政状態の概況

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ421,660千円増加し、4,306,856千円となりました。これは主に、「現金及び預金」が267,989千円増加したことや「売掛金」が49,888千円増加したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ479,987千円増加し、9,475,390千円となりました。これは主に、「建物及び構築物」が953,682千円増加したこと等に伴い、有形固定資産が401,406千円増加したことによるものです。

その結果、当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ901,647千円増加し、13,782,247千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ76,462千円増加し、3,455,374千円となりました。これは主に、「未払法人税等」が158,323千円、「一年以内返済予定の長期借入金」が96,885千円増加した一方、「短期借入金」が385,000千円減少したこと等によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ、195,660千円増加し、6,002,398千円となりました。これは主に、「長期借入金」が185,765千円増加したことによるものであります。

その結果、当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ272,122千円増加し、9,457,772千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ629,524千円増加し、4,324,474千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益657,859千円及び剰余金の配当32,375千円を計上したことにより「利益剰余金」が625,484千円増加したことによるものであります。

(3) 当期の経営成績の概況

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 当期のキャッシュ・フローの概況

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資については、当社グループで1,646,793千円の設備投資を行っております。セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、無形固定資産への投資額につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1) 総合物流マネジメント事業

当連結会計年度の主な設備投資は、新センター及び賃貸マンションの建設関連費1,336,013千円、車両運搬具（リース資産含む）264,476千円等で総額1,629,577千円であります。

(2) フード&サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗備品等14,827千円等の総額17,215千円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要設備は、以下のとおりであります。

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置 及び運搬具	その他	合計	
本社 GOKENDO BLDG. 第1 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	事務所棟 営業倉庫	227,731	515,987 (4,517) [1,613]	0	25,636	769,356	14 (1)
第2 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	54,328	74,411 (894) [2,059]	3,003	126	131,869	—
第3 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	113,082	— [3,092]	0	—	113,082	—
第4 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	109,293	31,400 (315) [1,530]	—	—	140,693	—
第5 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	272,454	— [2,794]	—	101	272,556	—
第6 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	168,590	199,776 (1,432)	—	0	368,366	—
第7 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	586,358	— [2,538]	17,858	7,084	611,301	—
第8 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	1,092,042	— [7,872]	40,600	5,352	1,137,995	—
第1 空箱整理 洗浄センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	2,243	— [1,539]	—	—	2,243	—
第2 空箱整理 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	27,377	95,930 (1,104)	—	—	123,308	—
福知山総合物流 センター (京都府福知山市)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	99,098	76,407 (3,958)	—	911	176,417	—
雄琴駐車場 (滋賀県大津市)	総合物流 マネジメント事業	駐車場	1,513	92,648 (2,493)	—	—	94,161	—
BOSS BUILDING (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	商業ビル	540,605	— [3,233]	756	2,599	543,961	—

- (注) 1. 現在休止中の主要設備はありません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定であります。
 3. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は128,700千円であります。
 なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。
 4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。
 5. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
第1駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (866)	4,024
第3駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,300)	5,196
第6駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,045)	4,200
第7駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (2,178)	8,640
第8駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,448)	5,520
第9駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (551)	2,400
第10駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,253)	5,457
第11駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (676)	3,840
第12駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,431)	6,269
第13駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (890)	3,292
資材置き場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (1,330)	5,997

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)						従業員 数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置及び 車両運搬具	リース 資産	その他	合計	
株五健堂ロジ (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	車両及び 倉庫設備	24,277	—	45,143	243,134	8,411	320,966	393 (125)
株五健堂ロジ 福知山営業所 (京都府福知山市)	総合物流 マネジメント 事業	車両及び 倉庫設備	2,176	—	808	—	70	3,055	25 (2)
株古川運輸 彦根本社 (滋賀県彦根市)	総合物流 マネジメント 事業	車両及び 倉庫設備	53,276	136,110 (2,005)	4,128	61,934	1,158	256,608	47 (5)
株古川運輸 雄琴営業所 (滋賀県大津市)	総合物流 マネジメント 事業	車両及び 倉庫設備	66,499	36,791 (934)	463	19,980	1,801	125,535	37
株古川運輸 (滋賀県犬上郡多賀町)	総合物流 マネジメント 事業	駐車場	—	90,843 (4,919)	—	—	—	90,843	—
株ウィングスマ ルコー伏見本社 (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	事務所 作業場	—	—	6,580	—	3,280	9,861	28 (16)
株ウィングスマ ルコー上京営業所 (京都市上京区)	総合物流 マネジメント 事業	事務所 作業場 賃貸住宅	195,088	80,000 (340)	1,983	—	764	277,836	7 (1)
株六ツ星運送 徳島本社 (徳島県板野郡 北島町)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 車両及び 倉庫設備	71,473	— [1,876]	791	97,082	162	169,509	43
株六ツ星運送 伊勢原営業所 (神奈川県伊勢原市)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 車両及び 倉庫設備	219,564	368,000 (2,565)	16,254	66,640	105	670,564	23 (3)
株六ツ星運送 小牧営業所 (愛知県小牧市)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 車両及び 倉庫設備	206,192	5,310 (96) [4,940]	35,900	35,428	105	282,937	21
株三輪タイヤ 本社・京都営業所 (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 店舗及び 作業場	324,452	288,300 (1,902)	37,950	—	3,250	653,953	17 (2)
株三輪タイヤ 栗東営業所 (滋賀県栗東市)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 店舗及び 作業場	217,369	169,081 (2,089)	12,700	—	1,738	400,890	12 (3)
株三輪タイヤ 兵庫営業所 (兵庫県伊丹市)	総合物流 マネジメント 事業	事務所、 店舗及び 作業場	—	—	5,283	—	—	5,283	3

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員 数 (名)	
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置及び 車両運搬具	リース 資産	その他		合計
㈱F & S Five Luck I (京都市伏見区)	フード& サービス事業	賃貸住宅 貸店舗	32,529	— [615]	—	—	—	32,529	—
㈱F & S Five Luck II-III (京都市伏見区)	フード& サービス事業	賃貸住宅	149,444	86,010 (1,738)	—	—	—	235,454	—
㈱F & S BOSS CLUB (京都市伏見区)	フード& サービス事業	店舗	75,922	—	12,075	—	15,606	103,604	8 (24)
㈱F & S コマダ珈琲店 三重地区 名張店他4店舗 (三重県名張市等)	フード& サービス事業	店舗	24,633	— [6,264]	0	—	6,159	30,793	8 (88)
㈱F & S コマダ珈琲店 奈良地区 生駒店他5店舗 (奈良県生駒市等)	フード& サービス事業	店舗	72,207	— [8,229]	—	—	8,066	80,274	14 (137)
㈱F & S コマダ珈琲店 大阪京滋地区 京都伏見店他6店舗 (京都市伏見区等)	フード& サービス事業	店舗	119,719	— [6,900]	0	—	11,985	131,704	17 (178)

- (注) 1. 現在休止中の主要設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
3. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は258,918千円であります。
なお、賃借している土地の面積は[]で外書きしております。
4. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,240,000	2,945,000	1,295,000	1,295,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	4,240,000	2,945,000	1,295,000	1,295,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式24,000株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	240	239
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)1	23,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250(注)2	1,250(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,250 資本組入額 625	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡することはできない。	第三者に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使をしていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認められる調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき1,250円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、行使価額を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者の新株予約権の行使による権利行使価額の年額（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の権利行使可能期間中において、当社の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外を問わず）に上場（東京プロマーケット上場を除く）した日より1年を経過したときより行使することができるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年10月6日	235,000	1,295,000	470,000	496,500	470,000	470,000

(注) ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行

発行価格 4,000円

資本組入額 2,000円

割当先 法人 41社

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	4	—	41	—	—	1	46	—
所有株式数 (単元)	—	500	—	7,401	—	—	5,049	12,950	—
所有株式数 の割合 (%)	—	3.86	—	57.15	—	—	38.99	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社HFG	京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町98番地	540,000	41.70
蓮尾 拓也	京都府京都市伏見区	504,900	38.99
株式会社ハートフレンド	京都府京都市下京区若宮通五条下る毘沙門町 33番地1	12,500	0.97
株式会社横綱	京都府京都市南区吉祥院這登西町30番地の8	12,500	0.97
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700番地	12,500	0.97
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	12,500	0.97
株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町16番地	12,500	0.97
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町 7番地	12,500	0.97
株式会社石村組	京都府亀岡市篠町馬堀広道19番地の1	7,500	0.58
株式会社H&L	京都府宇治市木幡御蔵山39番地の1630	7,500	0.58
株式会社エスココーポレーション	大阪府大阪市北区長柄西2丁目11番24号	7,500	0.58
株式会社STG	大阪府八尾市山賀町6丁目82番地2	7,500	0.58
株式会社エス・ワイ・シー	徳島県板野郡松茂町広島字北川向二ノ越26番地 1	7,500	0.58
株式会社ディー・ワイ・シー	徳島県板野郡松茂町広島字南川向35番地47	7,500	0.58
株式会社ナナパシフィック	京都府亀岡市千歳町国分後田22番地の1	7,500	0.58
株式会社フジデン	大阪府枚方市長尾谷町1丁目105番地11	7,500	0.58
株式会社忠英建設	京都府京都市伏見区横大路畔ノ内45番1	7,500	0.58
計	—	1,187,400	91.69

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,295,000	12,950	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,295,000	—	—
総株主の議決権	—	12,950	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2020年9月30日（臨時株主総会決議）
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、当社及び関連会社従業員141名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失、従業員の役員就任等により、発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社及び関連会社役員従業員112名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当は株主総会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年8月8日 取締役会決議	12,950	10
2026年3月30日 定時株主総会決議	53,095	41

4 【株価の推移】

(1) 最近3年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第34期	第35期	第36期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	4,000	4,000	4,000
最低(円)	4,000	4,000	4,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

(2) 最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	蓮尾 拓也	1966年 1月28日	1987年8月 1989年6月 1990年4月 2004年7月 2017年2月 2017年5月	(株)タイムワカイ 入社 五健堂 個人事業開業 当社設立 代表取締役（現任） (有)ファイブメンター（現(株)BRIDGE）設立 取締役 (株)HFG設立 代表取締役（現任） (有)S・C・S（現(株)F&S）代表取締役	(注) 1	(注) 3	1,044,900
専務取締役	総合ロジスティクス事業本部長	小林 一彦	1971年 7月19日	1990年4月 1995年7月 1996年1月 2006年4月 2006年8月 2013年7月 2015年4月 2018年3月 2023年3月 2025年7月	(株)米忠燃料 入社 日産石油販売(株) 入社 当社 入社 (株)五健堂食品物流（現(株)BRIDGE）物流課長 (株)五健堂食品物流（現(株)BRIDGE）物流部長 (株)PRIDE 代表取締役 (株)MOVING（現(株)五健堂ロジ） 代表取締役 当社 専務取締役（現任） 当社 総合ロジスティクス事業本部長（現任） (株)五健堂ロジ 代表取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
専務取締役	広域ロジスティクス事業本部長	山本 訓資	1967年 8月17日	1990年3月 1992年11月 2022年3月 2023年1月 2024年3月 2024年3月	板野運送(有) 入社 三加茂運送(有)（現(株)六ツ星運送）代表取締役（現任） 当社 取締役 (株)エス・ワイ・シー設立 代表取締役（現任） 当社 専務取締役（現任） 当社 広域ロジスティクス事業本部長（現任）	(注) 1	(注) 3	7,500
取締役	経営管理本部長	不破 洋伸	1961年 8月4日	1985年4月 2011年7月 2012年6月 2021年10月 2022年10月 2023年3月	京都信用金庫 入庫 同庫 枚方東支店長 同庫 草津西支店 当社出向 経営管理部長代行 当社転籍 経営管理本部長（現任） 当社 取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	福原 淳一	1961年 10月24日	1985年4月 1990年8月 1994年4月 1996年9月 2000年7月 2003年11月 2019年9月 2019年10月	明治生命保険(相) 入社 岡田労務事務所 入所 京都社会保険労務士事務所 入所 福原社労士事務所 代表 (有)シェアードバリュー・マネージメント 代表取締役 (株)エステック 監査役（現任） 社会保険労務士法人 シェアードバリュー・マネージメント代表社員（現任） 当社 社外取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	佐藤 善紀	1985年 7月16日	2012年11月 2014年2月 2018年10月 2021年8月 2023年3月	最高裁判所司法研修所 入所 御所南法律事務所 入所 ベリーベスト法律事務所京都支店 入所 佐藤総合事務所設立 代表（現任） 当社 社外取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
常勤監査役	—	高井 克哉	1960年 9月19日	1983年4月 2011年4月 2015年4月 2017年4月 2021年4月 2022年3月	日本新薬(株) 入社 同社 高松支店長 同社 福岡支店長 同社 医療物流部長 当社 入社 内部監査人 当社 監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役	—	鈴木 昭彦	1959年 7月4日	1982年4月 加賀電子(株) 入社 1993年2月 (株)ネクストン 代表取締役(現任) 1999年10月 (株)フォルテック 代表取締役(現任) 2005年9月 (有)マイトレジャー 取締役(現任) 2018年3月 (有)アレス 取締役(現任) 2018年5月 当社 社外監査役就任(現任) 2021年8月 (株)エスココーポレーション設立 代表取締役(現任) 2022年6月 (株)S T G 社外取締役(現任)	(注) 2	(注) 3	7,500
監査役	—	香本 和也	1964年 12月11日	1989年9月 公認会計士細川信義事務所 入所 1993年12月 公認会計士四方宏治事務所 入所 1996年7月 香本和也税理士事務所 代表 2008年8月 マンマシ(株) 監査役(現任) 2010年2月 オフィスコ税理士法人 代表社員(現任) 2012年4月 オフィスコマネジメントデザイン(株) 代表取締役(現任) 2014年4月 ジーケージャパンエージェンシー(株) 取締役(現任) 2014年4月 社会福祉法人健輪会 監事(現任) 2016年12月 (株)データコントロール 取締役(現任) 2018年5月 当社 社外監査役就任(現任) 2020年6月 (株)メトロ 取締役(現任)	(注) 2	(注) 3	—
計							1,059,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2028年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は91,950千円を支給しております。
4. 取締役 福原淳一、佐藤善紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 鈴木昭彦、香本和也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 代表取締役社長 蓮尾拓也の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)H F Gの保有する株式を含んでおります。
7. 専務取締役 山本訓資の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)エス・ワイ・シーの保有する株式を含んでおります。
8. 監査役 鈴木昭彦の所有株式数は、同氏の資産管理会社である(株)エスココーポレーションの保有する株式を含んでおります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書保存規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行っております。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として経営管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスを受ける体制を敷いております。代表取締役社長直属の内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備しております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとしています。
- (6) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしております。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じ取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。また監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。
- (9) 監査役がその職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針
監査役が、監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。
- (10) 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制
監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

④内部監査及び監査役の状況

代表取締役社長の直轄機関として設置されている内部監査室が内部監査を担当しております。内部監査室は社員2名で構成され、内部監査規程に基づき代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に従って内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたりるとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善の面に資する指摘・指導を行っております。

監査役（常勤監査役1名）は、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じて取締役に対して事業に関する報告を求めると等を通じて、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査人、監査役及び監査法人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するよう努めております。

⑤リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、内部統制システムの整備状況において記載したもののほか、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や司法書士、社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

また、リスク管理の推進に係る事項の協議及び承認を行う機関として、代表取締役社長を委員長、取締役・子会社役員等を構成員としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。社外役員は経営に対する監視・監督機能の強化及び、透明性の高い経営の確保に寄与しております。

社外取締役の福原淳氏は社会保険労務士であり、人事労務の専門家としての豊富な経験・知識を有しており、もう1名の社外取締役である佐藤善紀氏は弁護士であり、法務の専門家として豊富な経験・知識を有しております。また社外監査役の鈴木昭彦氏は会社の経営者であり、組織マネジメントや経営実務について豊富な経験・知識を有しており、もう1名の社外監査役である香本和也氏は税理士であり、会計や税務等の専門家として豊富な知識・経験を有しております。なお、鈴木社外監査役については、自身の資産管理会社である㈱エスコポーレーションにて、当社株式を7,500株保有しております。その他に各社外役員と当社との間には、人的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	81,150	81,150	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	7,200	7,200	—	—	1
社外役員	3,600	3,600	—	—	4
計	91,950	91,950	—	—	11

当社においては役員の役位、職責等に応じて支給額を決定することを基本方針とし、取締役会から委任を受けた取締役報酬検討会がこれを決定することとしております。取締役報酬検討会は代表取締役社長を委員長とし、その他に社内取締役2名、社外取締役2名の合計5名にて構成されております。

取締役報酬検討会の委員は以下のとおりです。

委員長 代表取締役社長 蓮尾 拓也
 委員 専務取締役 総合ロジスティクス事業本部長 小林 一彦
 委員 取締役 経営管理本部長 不破 洋伸
 委員 社外取締役 福原 淳一
 委員 社外取締役 佐藤 善紀

なお、2026年12月期からは、取締役の報酬決定プロセスの透明性・客観性及び公正性を確保し、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、「報酬委員会規程」を制定し、以下の運用に変更しております。

取締役会から委任を受けた代表取締役が、任意の報酬委員会に諮問し、委員会の答申を十分に尊重して報酬の決定を行うことといたしました。現在の報酬委員会は3名の委員をもって構成され、過半数を社外取締役としており、委員は取締役会の決議をもって選任され、委員長は社外取締役である委員の中から委員の互選によって決定することとしております。

現在の報酬委員会の委員は以下のとおりです。

委員長 社外取締役 福原 淳一
 委員 社外取締役 佐藤 善紀
 委員 代表取締役 蓮尾 拓也

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役の定数は10名以内、監査役は3名以上とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につい

て、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

また、当社は社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意で且つ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨を定めた契約（責任限定契約）を締結しております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	15,000	—
連結子会社	—	—
計	15,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の事業規模、監査日程等を勘案した上で決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項で認められた会計基準に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修会に参加する等積極的な情報収集活動に努めております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,398,636	2,666,626
受取手形	※2 20,188	※2 30,970
売掛金	1,140,522	1,190,411
商品及び製品	71,963	57,278
仕掛品	3,245	1,147
原材料及び貯蔵品	19,071	15,256
その他	237,766	352,063
貸倒引当金	△6,200	△6,899
流動資産合計	3,885,196	4,306,856
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,225,853	8,465,184
減価償却累計額	△3,029,987	△3,315,635
建物及び構築物(純額)	※1 4,195,866	※1 5,149,548
機械装置及び運搬具	1,756,767	1,727,971
減価償却累計額	△1,475,771	△1,485,686
機械装置及び運搬具(純額)	280,996	242,285
土地	※1 2,435,880	※1 2,347,010
リース資産	589,403	759,207
減価償却累計額	△100,946	△235,006
リース資産(純額)	488,456	524,200
建設仮勘定	474,173	10,518
その他	298,061	335,004
減価償却累計額	△207,316	△241,044
その他(純額)	90,745	93,960
有形固定資産合計	7,966,117	8,367,523
無形固定資産		
のれん	245,544	140,811
ソフトウェア	5,623	14,167
その他	15,050	22,081
無形固定資産合計	266,218	177,060
投資その他の資産		
投資有価証券	25,379	45,107
出資金	16,812	15,762
保険積立金	293,051	328,310
差入保証金	141,503	170,242
繰延税金資産	152,349	181,479
その他	133,971	189,904
投資その他の資産合計	763,067	930,806
固定資産合計	8,995,403	9,475,390
資産合計	12,880,599	13,782,247

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	508,534	515,076
短期借入金	785,000	400,000
リース債務	137,210	179,228
一年以内返済予定の長期借入金	※ ¹ 962,698	※ ¹ 1,059,584
未払法人税等	137,986	296,310
賞与引当金	63,950	70,003
その他	※ ³ 783,530	※ ³ 935,172
流動負債合計	3,378,911	3,455,374
固定負債		
長期借入金	※ ¹ 4,788,064	※ ¹ 4,973,830
リース債務	416,682	408,260
退職給付に係る負債	86,917	98,193
資産除去債務	294,326	327,917
その他	220,746	194,197
固定負債合計	5,806,737	6,002,398
負債合計	9,185,649	9,457,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	496,500	496,500
資本剰余金	470,000	470,000
利益剰余金	2,731,815	3,357,300
株主資本合計	3,698,315	4,323,800
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△3,365	674
その他の包括利益累計額合計	△3,365	674
純資産合計	3,694,950	4,324,474
負債純資産合計	12,880,599	13,782,247

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※1	10,793,977	※1	10,967,085
売上原価	※2	8,256,346	※2	8,059,309
売上総利益		2,537,631		2,907,776
販売費及び一般管理費	※3	2,009,355	※3	2,071,718
営業利益		528,276		836,057
営業外収益				
受取利息		181		2,599
受取配当金		288		381
投資有価証券売却益		—		437
保険解約収入		1,168		3,596
補助金		—		20,289
燃費補償		10,110		—
売電収入		—		14,833
受取家賃		11,990		11,790
事故保険金		14,477		28,107
その他		31,324		30,093
営業外収益合計		69,540		112,129
営業外費用				
支払利息		38,437		62,704
その他		8,214		6,320
営業外費用合計		46,652		69,025
経常利益		551,165		879,161
特別利益				
会員権売却益		2,095		—
固定資産売却益	※4	21,308	※4	164,699
特別利益合計		23,404		164,699
特別損失				
固定資産売却損	※5	81		—
固定資産除却損	※6	21,613	※6	810
特別損失合計		21,694		810
税金等調整前当期純利益		552,875		1,043,049
法人税、住民税及び事業税		252,883		416,145
法人税等調整額		△18,729		△30,955
法人税等合計		234,153		385,190
当期純利益		318,721		657,859
親会社株主に帰属する当期純利益		318,721		657,859

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	318,721	657,859
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,365	4,040
その他の包括利益合計	※ △3,365	※ 4,040
包括利益	315,355	661,899
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	315,355	661,899
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	496,500	470,000	2,450,649	3,417,149
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△37,555	△37,555
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	318,721	318,721
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	281,166	281,166
当期末残高	496,500	470,000	2,731,815	3,698,315

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	—	—	3,417,149
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△37,555
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	318,721
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,365	△3,365	△3,365
当期変動額合計	△3,365	△3,365	277,800
当期末残高	△3,365	△3,365	3,694,950

当連結会計年度（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	496,500	470,000	2,731,815	3,698,315
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△32,375	△32,375
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	657,859	657,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	625,484	625,484
当期末残高	496,500	470,000	3,357,300	4,323,800

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△3,365	△3,365	3,694,950
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△32,375
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	657,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,040	4,040	4,040
当期変動額合計	4,040	4,040	629,524
当期末残高	674	674	4,324,474

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	552,875	1,043,049
減価償却費	700,284	708,034
のれん償却額	104,732	104,732
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,060	529
賞与引当金の増減額(△は減少)	15,042	6,052
受取利息及び受取配当金	△469	△2,981
支払利息	38,437	62,704
資産除去債務に係る負債の増減額(△は減少)	4,745	33,590
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△437
固定資産売却損益(△は益)	△21,227	△164,699
会員権売却損益(△は益)	△2,095	—
固定資産除却損	21,613	810
為替差損益(△は益)	334	867
補助金	—	△20,289
売上債権の増減額(△は増加)	△167,160	△60,670
棚卸資産の増減額(△は増加)	7,326	20,598
営業活動に係る資産の増減額(△は増加)	△29,369	△14,275
預け金の増減額(△は増加)	229	6
仕入債務の増減額(△は減少)	101,405	6,541
未払消費税等の増減額(△は減少)	179,113	△32,859
前受収益の増減額(△は減少)	△59,027	△55,067
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	12,041	11,276
営業活動に係る負債の増減額(△は減少)	59,121	76,417
その他	△1,168	△3,596
小計	1,517,845	1,720,335
利息及び配当金の受取額	457	2,712
利息の支払額	△33,406	△53,536
補助金の受取額	—	20,289
法人税等の支払額	△257,674	△257,821
法人税等の還付額	10,366	22,048
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,237,587	1,454,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△76,200	△96,389
定期預金の払戻による収入	69,600	160,358
無形固定資産の取得による支出	—	△21,785
無形固定資産の売却による収入	3,968	—
有形固定資産の取得による支出	△641,532	△1,013,334
有形固定資産の売却による収入	23,672	276,085
投資有価証券の取得による支出	—	△15,000
投資有価証券売却による収入	—	1,575
保険積立金積立による支出	△37,491	△37,577
保険積立金の解約による収入	3,301	5,914
事業譲受による支出	*2 △1,150,311	—
その他	△30,896	△89,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,835,889	△829,514

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	285,000	△385,000
長期借入金の借入による収入	1,773,048	1,520,000
長期借入金の返済による支出	△1,148,405	△1,237,348
リース債務の返済による支出	△93,268	△158,098
配当金の支払による支出	△37,555	△32,375
財務活動によるキャッシュ・フロー	778,818	△292,821
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	180,516	331,690
現金及び現金同等物の期首残高	1,661,354	1,841,871
現金及び現金同等物の期末残高	※ ¹ 1,841,871	※ ¹ 2,173,562

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

㈱BRIDGE、㈱五健堂ロジ、㈱PRIDE、㈱古川運輸、㈱F&S、㈱ウィングスマルコー、
㈱六ツ星運送、㈱三輪タイヤ

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 投資有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法を採用しております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

ロ 棚卸資産

①商品及び製品

最終仕入原価法（一部先入先出法）による原価法を採用しております。

②原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物付属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を含む）及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却期間は以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

水道施設利用権 15年

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

ニ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、貸倒実績率等に基づく計算により、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスの交換に受け取れると見込まれる金額を収益と認識することとしております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	8,367,523 千円
減損損失	— 千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業所、店舗を基本単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについては、事業所または店舗別の事業計画に基づき割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損の認識の要否を判断しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の取締役会により承認された事業計画に基づき算定しております。

③翌年度連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いた主要な仮定は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しておりますが、仮定の見直しが必要となった場合には、固定資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 12 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物（純額）	2,512,832千円	2,300,664千円
土地	2,285,502	2,196,632
計	4,798,335	4,497,297

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
長期借入金	2,280,832千円	1,628,810千円
一年以内返済予定の長期借入金	322,454	426,818
計	2,603,286	2,055,628

※2 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	3,596千円	1,360千円

※3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約負債	145,773千円	172,744千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
5,697千円	4,761千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	156,300千円	156,000千円
給料手当	687,120	739,743
減価償却費	220,505	225,667

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
土地	一千円	146,439千円
建物及び構築物	—	7,652
機械装置及び運搬具	21,308	10,606
計	21,308	164,699

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	81千円	一千円

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	21,067千円	一千円
機械装置及び運搬具	545	574
その他	0	236
計	21,613	810

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△4,845千円	6,303千円
組替調整額	—	△437
計	△4,845	5,865
法人税等及び税効果調整前合計	△4,845	5,865
法人税等及び税効果額	1,479	△1,825
その他の包括利益合計	△3,365	4,040

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,295,000	—	—	1,295,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年8月9日 取締役会	普通株式	12,950	10.00	2024年6月30日	2024年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,425	15.00	2024年12月31日	2025年3月31日

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,295,000	—	—	1,295,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	12,950	10.00	2025年6月30日	2025年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,095	41.00	2025年12月31日	2026年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	2,398,636千円	2,666,626千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△556,765	△493,064
現金及び現金同等物	1,841,871	2,173,562

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(株)ナワショウからの事業譲受により(株)六ツ星運送が取得した資産及び負債の内訳並びに事業譲受の取得価額と事業譲受による支出(総額)との関係は次のとおりです。

流動資産	80,407	千円
固定資産	1,126,718	
のれん	90,196	
流動負債	—	
固定負債	△147,010	
事業譲受の取得価額	1,150,311	
現金及び現金同等物	—	
差引：事業譲受による支出	1,150,311	

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、総合物流マネジメント事業におけるトラック（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	53,543	31,894
1年超	42,807	10,942
合計	96,350	42,837

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産賃貸事業を行うため事業計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。また、資金運用は安全性が高い金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として長期保有を目的とした地場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、リース債務は、全て事業用資産の取得を目的としたものであります。借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に、重要性が高い取引については、取締役会において、取引継続の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価の把握をし、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債権については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	25,379	25,379	—
資産計	25,379	25,379	—
(1) 長期借入金（一年以内返済予定の 長期借入金を含む）	5,750,762	5,554,661	△196,100
(2) リース債務（一年以内返済予定 のリース債務を含む）	553,893	529,340	△24,553
負債計	6,304,656	6,084,002	△220,654

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	30,107	30,107	—
資産計	30,107	30,107	—
(1) 長期借入金（一年以内返済予定の 長期借入金を含む）	6,033,414	5,750,399	△283,014
(2) リース債務（一年以内返済予定 のリース債務を含む）	587,488	570,742	△16,745
負債計	6,620,902	6,321,142	△299,760

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
投資有価証券	—	15,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,398,636	—	—	—
受取手形	20,188	—	—	—
売掛金	1,140,522	—	—	—
合計	3,559,348	—	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,666,626	—	—	—
受取手形	30,970	—	—	—
売掛金	1,190,411	—	—	—
合計	3,888,008	—	—	—

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	25,379	—	—	25,379
資産計	25,379	—	—	25,379

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	30,107	—	—	30,107
資産計	30,107	—	—	30,107

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金 (一年以内返済予定を含む)	—	5,554,661	—	5,554,661
リース債務 (一年以内返済予定を含む)	—	529,340	—	529,340
負債計	—	6,084,002	—	6,084,002

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 （一年以内返済予定を含む）	—	5,750,399	—	5,750,399
リース債務 （一年以内返済予定を含む）	—	570,742	—	570,742
負債計	—	6,321,142	—	6,321,142

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（一年以内返済予定を含む）、リース債務（一年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	962,698	807,631	1,160,355	520,677	436,341	1,863,057
リース債務	137,210	140,001	165,203	111,478	—	—
合計	1,099,908	947,633	1,325,558	632,155	436,341	1,863,057

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	1,059,584	1,248,915	612,130	527,687	408,185	2,176,913
リース債務	179,228	204,429	150,875	52,954	—	—
合計	1,238,812	1,453,344	763,005	580,641	408,185	2,176,913

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	25,379	30,225	△4,845
	その他	—	—	—
	小計	25,379	30,225	△4,845
合計		25,379	30,225	△4,845

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	30,107	29,087	1,020
	その他	—	—	—
	小計	30,107	29,087	1,020
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		30,107	29,087	1,020

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額は 15,000 千円) については、市場価格がないため、上表の「株式」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	1,575	437	—
(2) その他	—	—	—
合計	1,575	437	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や基本給等に基づき算定された退職金を支払うこととなっております。また、退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を算出しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	74,876千円	86,917千円
退職給付費用	16,145	18,343
退職給付の支払額	△4,104	△7,067
退職給付に係る負債の期末残高	86,917	98,193

(注) 当社は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	86,917千円	98,193千円
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	86,917	98,193
退職給付に係る負債	86,917	98,193
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	86,917	98,193

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 16,145 千円

当連結会計年度 18,343 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名 当社従業員 141名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 29,500株
付与日	2020年10月1日
権利確定条件	当社または子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年10月1日～2030年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2020年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	24,400
付与	—
失効	400
権利確定	—
未確定残	24,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	2020年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,250
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産価額方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 66,000 千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | — 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,547千円	20,531千円
賞与引当金	21,670	23,766
繰越欠損金(注)	11,681	—
減価償却超過額	1,029	1,538
減損損失	14,964	13,255
資産除去債務	94,138	104,476
退職給付に係る負債	21,065	33,282
その他	22,437	27,236
計	193,534	224,087
繰延税金負債		
特別償却準備金	2,180	76
資産除去債務(建物)	37,132	42,185
有価証券評価差額金	—	345
その他	1,871	—
計	41,184	42,608
繰延税金資産の純額	152,349	181,479

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	—	—	—	—	—	36,624	36,624千円
評価性引当金	—	—	—	—	—	△24,942	△24,942千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	11,681	(b) 11,681千円

(a) 税務上の欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金36,624千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11,681千円を計上しております。この繰延税金資産11,681千円は、連結子会社(株)三輪タイヤ等における税務上の繰越欠損金の残高36,624千円(法定実効税率を乗じた額)に対して金額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、一部を回収不能と判断し24,942千円の評価性引当額を認識しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0	0.0
住民税均等割	0.5	0.3
特別控除	△1.5	△0.1
子会社税率差異	1.4	2.2
留保金課税	6.8	3.7
のれん償却額	4.8	2.5
税率変更による差異	0.0	0.0
評価性引当金の増減	0.0	—
その他	△0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.4	39.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

物流センター、BOSS BUILDING 及びコマダ珈琲各店舗の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務（解体費用）であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

取得から不動産賃貸借契約の満了までの期間を前提として見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債利率 0.5%～3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	270,568千円	294,326千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19,012	28,519
時の経過による調整額	4,745	5,071
期末残高	294,326	327,917

(賃貸等不動産関係)

当社は、京都市の本社をはじめ各物流センターにおいて、賃貸の事務所や倉庫施設を所有しております。なお、各物流センターの一部は子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2024年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は54,674千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は製造原価に計上）であります。

2025年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は22,579千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は製造原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減及び時価は以下のとおりです。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	276,202	255,082
	期首残高	299,743	276,202
	期中増減額	△23,540	△21,120
	期末残高	276,202	255,082
	期末時価	495,200	495,200
賃貸等不動産として 使用される部分 を含む不動産	連結貸借対照表計上額	2,691,798	3,588,014
	期首残高	2,824,784	2,691,798
	期中増減額	△132,985	896,215
	期末残高	2,691,798	3,588,014
	期末時価	3,451,273	4,425,598

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、賃貸等不動産として使用される部分を含む物流センターの取得(36,705千円)であります。当連結会計年度の主な増加額は、賃貸等不動産として使用される部分を含む物流センターの取得(1,082,743千円)であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、以下の2事業を報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
総合物流マネジメント事業	食品等の物流業務、メール便業務、物流センター運営、倉庫事業及び事務所、テナント等の賃貸事業、タイヤ販売、自動車用エンジンオイル販売及び交換作業
フード&サービス事業	コメダ珈琲店及びファミリーマートの運営、BOSS CLUB (ゴルフ練習場・飲食店・リラクゼーションサロン) の運営、マンション等の賃貸事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表計上額 (注1)
	総合物流 マネジメント事業	フード& サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	8,862,602	1,931,374	10,793,977	—	10,793,977
外部顧客への売上高	8,862,602	1,931,374	10,793,977	—	10,793,977
セグメント間の内部売上 高又は振替高	79,082	13,245	92,327	△92,327	—
計	8,941,685	1,944,620	10,886,305	△92,327	10,793,977
セグメント利益	404,166	124,110	528,276	—	528,276
セグメント資産	11,766,439	1,114,159	12,880,599	—	12,880,599
セグメント負債	8,474,191	711,458	9,185,649	—	9,185,649
その他の項目					
減価償却費(注2)	720,934	84,082	805,017	—	805,017
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注3)	2,113,400	82,435	2,195,835	—	2,195,835

(注) 1. 調整後のセグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 減価償却費には、のれん償却を含んでおります。

3. その他項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額2,195,835千円は、主に当社の建設仮勘定、子会社の建物、建設仮勘定、リース資産等の設備投資であります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	連結財務 諸表計上額 (注2)
	総合物流 マネジメント事業	フード& サービス事業	計		
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	8,977,237	1,989,847	10,967,085	—	10,967,085
外部顧客への売上高	8,977,237	1,989,847	10,967,085	—	10,967,085
セグメント間の内部売上 高又は振替高	79,856	12,348	92,205	△92,205	—
計	9,057,094	2,002,196	11,059,290	△92,205	10,967,085
セグメント利益	691,174	140,082	831,257	4,800	836,057
セグメント資産	12,695,449	1,086,797	13,782,247	—	13,782,247
セグメント負債	8,733,612	724,159	9,457,772	—	9,457,772
その他の項目					
減価償却費(注3)	734,031	78,735	812,767	—	812,767
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額 (注4)	1,232,834	17,215	1,250,049	—	1,250,049

(注) 1. セグメント利益の調整額は、営業外収益との取引相殺による差額であります。

2. 調整後のセグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

3. 減価償却費には、のれん償却を含んでおります。

4. その他項目の有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,250,049千円は、主に当社の建設仮勘定及び建物、子会社の建物、建設仮勘定、リース資産等の設備投資であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	総物流マネジメント 事業	フード& サービス事業	合計
当期償却額	104,732	—	104,732
当期末残高	245,544	—	245,544

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	総物流マネジメント 事業	フード& サービス事業	合計
当期償却額	104,732	—	104,732
当期末残高	140,811	—	140,811

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	993,551	1,160,711
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,160,711	1,221,382
契約負債（期首残高）		
前受金（注1）	144,641	145,773
契約負債（期末残高）		
前受金（注1）	145,773	172,744

(注) 1. 連結貸借対照表上、流動負債のその他に含めて表示しております。

2. 契約負債は、主に、顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	2,853円24銭	3,339円36銭
1株当たり当期純利益	246円12銭	508円00銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	242円96銭	501円61銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	318,721	657,859
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当 期純利益(千円)	318,721	657,859
期中平均株式数(株)	1,295,000	1,295,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—
普通株式増加数(株)	16,820	16,500
(うち新株予約権(株))	(16,820)	(16,500)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	785,000	400,000	1.01	—
1年以内に返済予定の長期借入金	962,698	1,059,584	0.85	—
1年以内に返済予定のリース債務	137,210	179,228	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,788,064	4,973,830	0.97	2027年～2043年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	416,682	408,260	—	2027年～2028年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	7,089,656	7,020,902	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、「平均利率」は記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,248,915	612,130	527,687	408,185
リース債務	204,429	150,875	52,954	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.gokendo.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月30日

株式会社五健堂ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立石 祐之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 静山 なつみ

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社五健堂ホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社五健堂ホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。